

イベント・行事等に関する開催制限の見直しについて

令和5年1月30日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の一部変更に伴い、国におけるイベント・行事等に関する開催制限の目安が見直されたことから、本県も同様に変更する。

○ 変更内容

「大声あり」のイベント・行事等について、収容率上限を50%としていたが、イベント・行事等の開催に必要な基本的な感染対策の実施を前提に（参加人数が5千人超の場合は感染防止安全計画書の提出により）、収容率上限を100%とする。

		大声あり	大声なし	
		※大声（観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	※左記以外	
常設で収容定員が設定されているものの参加人数上限 （例：ホールでの催事、スポーツ施設での大会・興行等）	定員 5,000人以下	定員の 50%	定員の 100%	
	定員 5,001人～10,000人		5,000人	感染防止安全計画書を提出する場合
	定員 10,000人超		定員の 50%	定員の 100%
野外など収容定員が設定されていないものに必要な措置 （例：お祭り、花火大会等）	参加人数 5,000人以下	参加人数にあわせて 十分な人と人との 間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m）	参加人数にあわせて 人と人との 間隔を確保	
	参加人数 5,000人超		参加人数にあわせて 十分な人と人との 間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m）	感染防止安全計画書を提出する場合 参加人数にあわせて 人と人との 間隔を確保

大声あり・なしの
区分を廃止